

真庭市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

に係るプロポーザル審査委員会の設置

(設置)

1. 真庭市一般廃棄物処理基本計画策定等業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、真庭市一般廃棄物処理基本計画策定等業務に関するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

2. 審査委員会は、真庭市一般廃棄物処理基本計画策定等業務に関するプロポーザルに関する次に掲げる事項について審議し、経過及び審査結果を市長に報告する。

- (1) 提案書等提出された書類の審査
- (2) プロポーザルの評価及び委託事業者の選定
- (3) その他委託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

3. 審査委員会は、生活環境部長、建設部長、上下水道課長、環境課長、環境課資源循環対策室長、クリーンセンターまにわ所長をもって組織する。

(会長)

4. 審査委員会に会長を置き、生活環境部長をもって充てる。

- (1) 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

5. 審査委員会の会議は、会長が招集する。

(1) 審査委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

6. 会長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

7. 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表等)

8. 審査委員会は、非公開とし、審査委員会における審議結果は、委託事業者を選定した後に公表する。

(庶務)

9. 審査委員会の庶務は、環境課において処理する。

(設置期間)

10. 審査委員会の設置期間は令和6年4月12日から業務完了までとする。

(その他)

11. その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。